# 第1回「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との 調和に関する条例(仮称)」策定検討委員会

日時:令和3年7月2日(金)午後3時~

場所:山形県測量設計業協会 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 挨 拶
- 4 議 事
  - (1)委員長の互選
  - (2) 職務代理者の指名
  - (3)委員会の公開
  - (4)協議
- 5 その他
- 6 閉 会

# 再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に 関する条例(仮称)策定検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 2050年カーボンニュートラルの実現に資する再生可能エネルギーの導入促進のための発電所の建設等において、地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和と、地元住民との十分な合意を形成するための条例の制定に向け、「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例(仮称)策定検討委員会(以下「再エネ条例検討委員会」という。)」を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 再工ネ条例検討委員会は、次の事項について専門的な見地から検討を行うと ともに、当該条例案の策定を行うものとする。
  - (1) 再エネに関する政府の動向等を踏まえた本県条例の考え方
  - (2) 発電所の建設等に係る知事の認定制度の創設
  - (3) 発電事業者と地元住民との合意形成
  - (4) その他必要な事項

## (組織)

- 第3条 再工ネ条例検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、当該条例案の策定終了までとする。

#### (委員長)

- 第4条 再エネ条例検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は再エネ条例検討委員会を招集し、議長となりこれを主宰する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (庶務)

第5条 再工ネ条例検討委員会の庶務は、環境エネルギー部エネルギー政策推進課に おいて処理する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、再工ネ条例検討委員会の運営に必要な事項は、 委員長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

### 別表1

# 「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に 関する条例(仮称)」策定検討委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

				以 个小时、 」	, , , , , ,	
役	職	所 属 等		氏	名	
委	員	弁護士	青	柳	紀	子
委	員	山形大学人文社会科学部 准教授	和	泉田	保	
委	員	山形大学 名誉教授	伊	藤	清	郎
委	員	酒田港風力発電事業者協議会 会長	加	藤		聡
委	員	東北おひさま発電㈱)代表取締役社長	後	藤	博	信
委	員	鶴岡市 環境課長	佐	藤	尚	子
委	員	山形大学大学院理工学研究科 助教	高	澤	由	美
委	員	飯豊町 企画課長	髙	橋	弘	之
委	員	京都大学大学院経済学研究科 特任教授	内	藤	克	彦